

序章 策定方針

1. 景観計画策定の背景と目的

本町は、シンボリックな運玉森を含むなだらかな稜線に囲まれ、その稜線から伸びる斜面緑地が西原平野に入り込み、その先に雄大な太平洋を望む風光明媚な地勢に恵まれています。「西原」の本来の意味は、首里城の北（にし）にある地域という意味であり、琉球王朝時代には、北は津堅島（現うるま市）から西は泊（現那覇市）に及ぶ大きな行政権を構成する首里王府の直轄地となっていました。太平洋戦争においては、海からの艦砲射撃、激しい地上戦が繰り返され、約半数近くの住民が犠牲となり、豊かな農村風景は焦土と化しました。そこから、戦後は製糖工場の立地もあり、サトウキビ畑が広がる景観が形成され、丘陵部には琉球大学や沖縄キリスト教短期大学（現沖縄キリスト教学院大学）の移転に伴い、「文教のまち」としての景観が形成されるようになりました。また、平野部では国道を中心に市街化が進み、沿岸北東部には石油コンビナートや工業地域が広がり、南東部にはビーチやリゾート用地も開発されています。一方で、斜面緑地の麓をはじめ、昔ながらの形態を残す集落も点在しています。

平成 24 年 3 月に役場等複合施設が完成し、小波津川河川改修工事、シンボルロード整備事業を控えた新市街地は、西原町都市計画マスタープラン（平成 24 年 3 月）において中心核として、また西原西地区土地区画整理事業、沖縄都市モノレールてだこ浦西駅周辺に関わる事業などを控えた地区はサブ核として位置付けられています。現在、それぞれの地区の整備が進み、町全体の景観が大きく変わる時期を迎えつつあります。

こうしたなか、我が国では、平成 15 年 7 月に国土交通省により「美しい国づくり政策大綱」が示され、平成 16 年 6 月に「景観法」が制定されたことにより、国をあげて景観形成に取り組む方向性や制度的な枠組みが整えられてきており、県内においても沖縄県や各市町村において積極的な景観づくりの取り組みが進められてきています。

このような背景から、本町は平成 26 年 6 月 9 日に景観行政団体へ移行し、本町の特性を活かした景観を保全・創出し、のちの世代に誇ることができる美しい景観づくりに取り組むことになりました。そのため、景観法に基づく「西原町景観計画」を策定し景観施策を推進していきます。景観計画では、町民、事業者、行政等それぞれの主体が景観づくりを進める上で共有できる目標や方向性を示すとともに、地域の景観と調和した適正な整備・開発を誘導するルールを示し、町民、事業者、行政等がそれぞれの役割のもと、協働により計画的、実効的な景観づくりを進めていきます。

2. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条第1項に基づく景観計画として策定します。また、沖縄県が策定した「“美ら島沖縄”風景づくり計画（沖縄県景観形成基本計画）」、「沖縄県景観形成ガイドライン」との整合・調整を図ります。さらに、本計画は、本町の上位計画である「西原町まちづくり基本条例」に即するとともに、町や県の関連分野の計画や法制度等と連携・調整を図ります。

景観計画では、良好な景観の形成のために必要な事項を定めます。具体的には、以下の4つの必須事項に加え、必要に応じて5つの項目を選択して整理します。必須事項としての「③良好な景観形成のための行為の制限に関する事項」では、『届出の対象』や『景観形成基準』を具体的に定められ、これらに沿った手続きが法的に義務づけられることになります。

なお、本計画は、景観づくりに関する長期的な展望を持った計画であるため、計画期間は設定していません。しかし、社会動向の変化等により目指すべき目標に変更が生じた場合は必要に応じて見直しを行います。

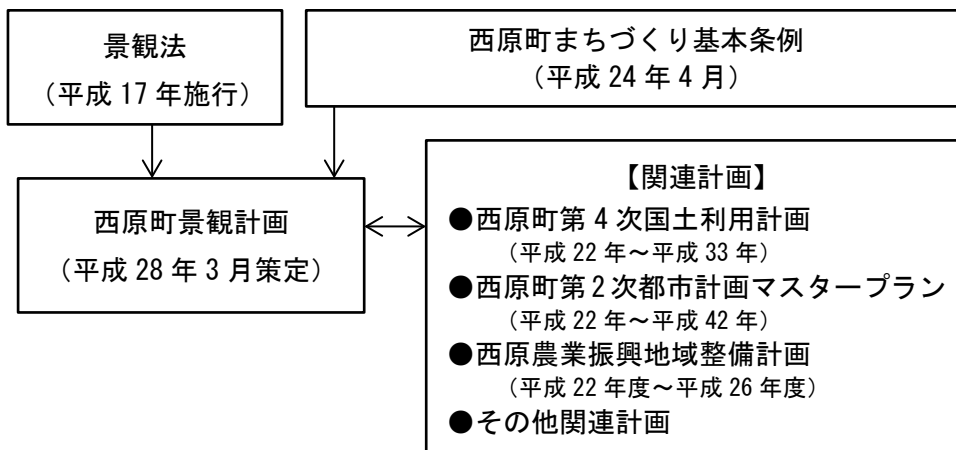


図 序-1 西原町景観計画の位置づけ

【景観計画に定める事項】

必須事項

- ① 景観計画区域
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- ③ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- ④ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- ① 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ② 景観重要公共施設の整備に関する事項
- ③ 景観重要公共施設の占用等の基準
- ④ 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- ⑤ 自然公園法の許可の基準